



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年11月8日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	卵巣腫瘍に対して、腫瘍マーカー(CEA、CA19-9、CA125)の算定を認めない。	腫瘍マーカーの算定については、告示注 1 で「悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者 に対して、腫瘍マーカーの検査 を行った場合に、1 回に限り算 定する」とされているため、卵 巣腫瘍のみの傷病名で算定さ れている腫瘍マーカー (CEA 、 CA19-9 、 CA125)について、悪性腫瘍又は癌の疑い病名が ないと認められない。	適用年月日 令和7年2月1日
2	子宮及び卵巣に係る手術時において、腸内ガスの除去を目的としたピトレシン注射液の算定を認めない。	子宮及び卵巣に係る手術時に腸内ガスを除去する症例は稀であるが、これを目的としたピトレシン注射液の使用は「適応外使用」であり、認められない。	適用年月日 令和7年2月1日

No.	取扱い	根拠	備考
3	ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬(ライトゲン配合シロップ等(後発品含む))の12歳未満の小児への投与は、原則、認められない。 ただし、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。	ジヒドロコデインリン酸塩配合の中枢性麻薬性鎮咳薬(ライトゲン配合シロップ等(後発品含む))の算定については、添付文書に「12歳未満の小児に投与しないこと。呼吸抑制の感受性が高い。海外において、12歳未満の小児で死亡を含む重篤な呼吸抑制のリスクが高いとの報告がある。」とあることから、原則、認められない。 ただし、審査に当たっては、患者の年齢のみをもって画一的に判断するのではなく、主治医が当該患者の体重等を勘案し、治療上必要であると認め投与したこと等も考慮の上、症例個々に判断する必要がある。	適用年月日 令和7年2月1日 令和7年10月31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室 混合審査課(TEL:082-576-8229)